

平成30年7月豪雨災害に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

- 鳥取労働局では、平成30年7月豪雨等に伴う激甚災害の指定に伴い、以下のとおり雇用保険失業給付の特例措置を実施します。

I ハローワークに来所できない場合には「失業の認定日の変更」が可能です

- ◆ 災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申出やその理由等を証明する書類は不要です。）。
- ◆ 失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。また、やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

II 他のハローワークでも失業認定の手続が可能です

- ◆ 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークにおいて基本手当の受給手続を行うことができます。また、受給手続に必要な確認書類がない場合でも、手続が可能です。

III 「災害時における雇用保険の特例措置」があります

- ① 激甚災害法の指定地域内の事業所（災害救助法の適用地域（注1）と同様。以下同じ。）が災害により休廃止したため、休業して賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも基本手当の受給ができます（注2）。
- ② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が、災害により事業を休廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当の受給ができます。

注1：平成30年7月6日現在における鳥取県内の災害救助法適用市町村は、鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町及び日野郡江府町の1市9町となります。また、雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

注2：本特例措置制度の利用により雇用保険の基本手当等の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格をした場合において、当該休業前の被保険者期間は通算されないこととなりますので、ご注意ください。

- ◆ 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者休業票」（①の場合）又は「雇用保険被保険者離職票」（②の場合）、身分証明書（運転免許証等）等が必要です。必要な書類が揃わない場合には、以下に記載のお問い合わせ先へご相談ください。

IV 鳥取県内に所在する事業主の方へ

- 雇用保険被保険者がこの特例措置を受けるためには、事業主の方から「雇用保険被保険者休業証明書」（①の場合）又は「雇用保険被保険者資格喪失届」及び「雇用保険被保険者離職証明書」（②の場合）を管轄のハローワークへ提出いただくことが必要となります。
- 雇用保険適用事業所が被災地域外であっても、雇用保険被保険者の就業場所（店舗、建設現場、派遣先等）が激甚災害法の指定地域内の場合には、当該特例措置の対象となります。

平成30年7月豪雨災害に伴う

雇用保険失業給付の特例措置について（給付制限関連）

- 雇用保険失業給付の「給付制限」を受けている、又は受ける方については、給付制限期間の短縮により給付開始の時期が早くなります。

- 平成30年7月6日時点で、激甚災害法の指定地域に居住している、又はしていた方（表面の注1参照）であって、災害発生前から令和元年11月19日までに離職した方のうち、雇用保険失業給付の「給付制限」期間が「3カ月」の方（※）は、「給付制限」期間が3カ月から1か月に短縮される特例措置がありますので、すみやかに管轄のハローワークへお越しください。

※「雇用保険受給資格者証」の15欄（「給付制限」）に「3カ月」と印字されている方が本特例措置の対象となります。

I 雇用保険失業給付の手続を済ませている方

- ① 平成30年7月6日時点で給付制限期間が1か月を経過している方は、7月6日から失業の認定を受けることができます。
- ② 待期中、又は給付制限期間が1か月を経過していない方は、待期満了後、又は1か月経過後から失業の認定を受けることができます。
- ③ ハローワークから指定された失業認定日（「雇用保険受給資格者証」に記載があります。）に関わらず、ハローワークに来所すれば7月6日から来所日の前日（待期満了後1か月を経過していない方は、1か月を経過した日の翌日から来所日の前日）までの分（28日分が上限となります）の給付を受けることができます。
- ④ 以降は、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

II これから雇用保険失業給付の手続をなされる方

- ① 待期満了後、又は1か月経過後から失業の認定を受けることができます。
- ② 以降は、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

III 本特別措置の利用に関する留意事項

- 本特例措置は、平成30年7月6日時点で激甚災害法の指定地域（表面の注1参照）に居住していた方、又は災害発生後、激甚災害法の指定地域外に転居した方が対象となります。
- 本特例措置の内容を含め、お困りのことがありましたら以下に記載のお問い合わせ先までご相談ください。

鳥取労働局管内の各お問い合わせ先

官署名	所在地	電話番号
鳥取労働局職業安定部 職業安定課	〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1707
ハローワーク鳥取	〒680-0845 鳥取市富安2-89	0857-23-2021 部門コード 雇用保険認定・給付係 11# 雇用保険適用係 21# 事業所指導援助部門 32#
ハローワーク米子	〒683-0043 米子市末広町311 イオン米子駅前店4階	0859-33-3911
ハローワーク米子 根雨出張所	〒689-4503 日野郡日野町根雨349-1	0859-72-0065
ハローワーク倉吉	〒682-0816 倉吉市駄経寺町2-15	0858-23-8609

▶ 下記QRコードから鳥取労働局HPへアクセスできます

